

令和3年第1回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年1月28日(木) 午後2時00分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	朮山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午後 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定
自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町小規模保育所規則の制定について

日程第4 議案第2号 大山町延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 議案第3号 「大山町小中連携学力向上推進事業」運用方針の改正について

日程第6 議案第4号 指定学校の変更について

日程第7 議案第5号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和3年2月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月 25日	金	町内中学校2学期終業式、小中連携学力向上推進事業中間報告会
1月 3日	日	大山町成人式
5日	火	名和さくらの丘保育園 職員研修講師
6日	水	六長合同会議、春の七草(大山保育所)、管理職会
7日	木	小・中学校始業式、春の七草(大山きゃらぼく保育園) 西部地区人権・同和教育振興会議⇒集合研修中止、動画視聴
8日	金	大雪のため、臨時休業
11日	月	初区長会
12日	火	第2回県・市町村教育行政連絡協議会(リモート開催)
13日	水	西伯郡教職員人事ヒアリング(南部町天萬庁舎)
15日	金	市町村教育委員会教育委員研修会(リモート開催)
18日	月	管理職会
19日	火	大山きゃらぼく保育園 職員研修講師
20日	水	経済同友会より本「弓浜半島物語」の寄贈、西伯郡教育長会
22日	金	第1回教職員人事教育長ヒアリング(米子市役所)
25日	月	学校給食業務業者選定審査会
26日	火	西部町村教育委員会連絡協議会⇒新型コロナ感染予防のため中止
28日	木	定例教育委員会

今 後 の 予 定

2月 1日	月	中山中学校地区進出学習会閉講式
3日	水	六長合同会議
4日	木	名和中学校地区進出学習会閉講式

議案第1号

大山町小規模保育所規則の制定について

大山町小規模保育所規則を次のように定める。

令和3年1月28日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

大山町小規模保育所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町小規模保育所条例(令和2年大山町条例第30号)第6条の規定に基づき、大山町立小規模保育所(以下「小規模保育所」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 小規模保育所の利用定員は、19人とする。

(保育時間及び休日)

第3条 小規模保育所における保育時間は、別表に定めるとおりとする。

2 小規模保育所の休日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く)

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の保育時間及び休日を変更することができる。

(設備及び運営)

第4条 小規模保育所の設備及び運営の基準は、大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第17号。以下「条例」という。)及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

の運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第18号。以下「基準条例」という。)に定めるところによる。

(連携施設)

第5条 小規模保育所の連携施設(条例第6条第1項及び基準条例第42条第1項に規定する連携施設をいう。)は、大山町保育所条例(平成17年大山町条例第104号)第2条に規定する保育所とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

曜日	保育標準時間	保育短時間
月曜日から金曜日	午前7時30分から午後6時30分まで	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時まで	

備考

この表の保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育の必要量の認定区分について規定する1日当たり11時間までの保育をいい、保育短時間とは1日当たり8時間までの保育をいう。

議案第2号

大山町延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大山町延長保育事業実施要綱の一部を次のように改正する。

令和3年1月28日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

大山町延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大山町延長保育事業実施要綱(平成17年大山町告示第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(<u>実施施設</u>)</p> <p>第3条 延長保育は、<u>大山町保育所条例(平成17年大山町条例第104号)第2条に規定する保育所及び大山町小規模保育所条例(令和2年大山町条例第30号)第2条に規定する小規模保育所</u>において行う。</p> <p>(延長保育時間)</p> <p>第4条 延長保育時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、<u>延長保育時間の途中</u>で延長保育を実施する児童の全員が退所した場合は、その時刻で<u>施設</u>を閉所する。</p>	<p>(<u>実施保育所</u>)</p> <p>第3条 延長保育は、<u>あらかじめ町長が指定した児童福祉施設</u>において行う。</p> <p>(延長保育時間)</p> <p>第4条 延長保育時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、<u>延長時間の途中</u>で延長保育を実施する児童の全員が退所した場合は、その時刻で<u>保育所</u>を閉所する。</p>

別表第1(第4条関係)

認定区分	早朝保育	夕方保育	延長保育	
			実施施設	時間
保育標準時間			庄内保育所及び大山保育所	
			上記以外	午後6時30分～午後7時
保育短時間	午前7時30分～午前8時30分	午後4時30分～午後6時30分	庄内保育所及び大山保育所	
			上記以外	午後6時30分～午後7時

別表第1(第4条関係)

認定区分	早朝保育	夕方保育	延長保育
保育標準時間			午後6時30分～午後7時
保育短時間	午前7時30分～午前8時30分	午後4時30分～午後6時30分	午後6時30分～午後7時

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

「大山町小中連携学力向上推進事業」運用方針（案）

「大山町小中連携学力向上推進事業」に関しては、下記に定めるところによるものとする。

記

- 1 本事業の決定は、事業実施計画書の提出をもって決定とし、別に決定通知は交付しない。
- 2 本事業の報告は、事業実施報告書をもって次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日
- 3 本事業の実施について、以下の基準を定める。
 - (1) 本事業に要する経費については、町の予算の範囲内で他の事業と明確に区分することができると認められる場合についてのみ対象経費とする。
 - ・ 講師招聘旅費
 - ・ 講師招聘謝金
 - ・ 学力調査費等
 - ・ 教材研究図書費
 - ・ 教材作成費
 - ・ 印刷製本費
 - ・ コピー代、トナー、用紙等事務経費
 - ・ 郵券等輸送費
 - (2) 地方公共団体の職員に係る人件費は対象外とする。
 - (3) 建物及び物品の修繕に要する経費は原則認めない。
 - (4) 食糧費の執行については、認めない。
 - (5) 懇親会の実施に要する経費については、いかなる場合も認めない。